

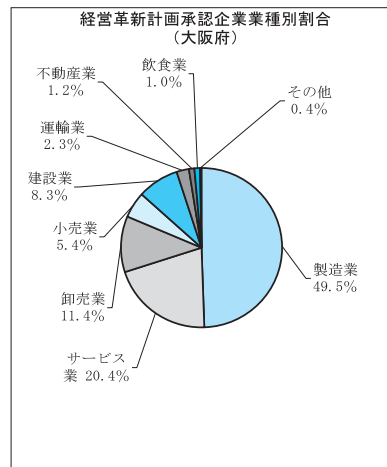
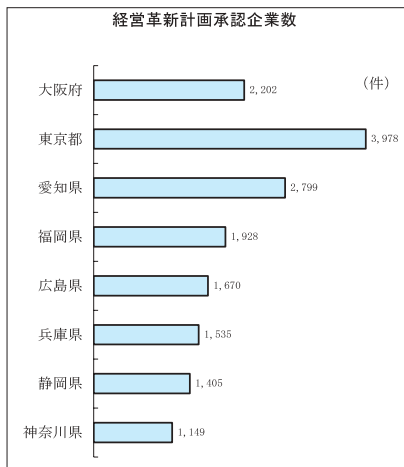
3-6. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新承認企業数

大阪府における経営革新計画の承認企業数は、平成20年3月末現在で、新法、旧法併せて2,202件です。全国府県との比較でみると、大阪府は、東京都、愛知県に次いで全国で3番目の承認企業数となっています。承認企業のうち、50%が製造業、20%がサービス業、11%が卸売業です。また、承認企業の55%は従業員数20人以下の企業です。

	経営革新計画承認企業数	うち旧法承認企業数	うち新法承認企業数
大阪府	2,202	1,450	752
東京都	3,978	2,603	1,375
愛知県	2,799	1,373	1,426
福岡県	1,928	1,183	745
広島県	1,670	946	724
兵庫県	1,535	797	738
静岡県	1,403	731	672
神奈川県	1,149	822	327
全国計	32,314	18,363	13,951

(注) 平成20年3月31日現在

(中小企業庁調べ)



中小企業新事業活動促進法

平成17年4月に、中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業創造活動促進法）、中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法の3法が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）として整理統合されました。中小企業が単独、または任意グループや組合等の連携体制で、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動などの新たな取組によって、相当程度の経営の向上を図るための計画（経営革新計画）を作成し、中小企業新事業活動促進法に基づく知事の承認を受けると、融資、税額の控除など各種支援措置を利用することが可能となります。